

令和3年2月24日

各位

HOYA株式会社

代表執行役 最高経営責任者 鈴木 洋

株式会社ライフケア・アクシス

代表取締役 鈴木 祐太

HOYA株式会社及び株式会社ライフケア・アクシスによる会社分割に関する事前開示

(吸収分割会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書類)

(吸収分割承継会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書類)

HOYA株式会社（以下「吸収分割会社」という）は、令和3年2月24日、代表執行役の決定により、株式会社ライフケア・アクシス（以下「吸収分割承継会社」という）は、同日、取締役の決定を経て、吸収分割会社がコンタクトクリーン館に関する事業（以下「本件事業」という）を吸収分割承継会社に承継させるため、本件事業の吸収分割（以下「本件吸収分割」という）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よってここに本件吸収分割に係る事前開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、吸収分割会社においては会社法784条2項に規定する簡易吸収分割、吸収分割承継会社においては会社法796条1項に規定する略式吸収分割及び会社法796条2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第1 吸収分割契約の内容

別紙1「吸収分割契約書」の通りです。

第2 本件吸収分割に際し交付する金銭等（会社法第758条第4号に掲げる事項についての相当性）

本件吸収分割において、吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であることから、吸収分割会社に対して株式その他の金銭等を交付しません。

第3 全部取得条項付種類株式の取得等（会社法758条第8号に関する事項）

該当事項はありません。

第4 新株予約権の交付、割当て等（会社法第758条第5号・第6号に掲げる事項についての相当性）
該当事項はありません。

第5 計算書類等に関する事項

1. 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は吸収分割会社の下記Web サイトよりご覧いただけます。

<http://www.hoya.co.jp/investor/yuho.html>

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る貸借対照表は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

第6 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する債務に関する判断

吸収分割承継会社の令和2年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は287百万円、負債の額は204百万円、純資産の額は83百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産の額は0円、負債の額は0円であり、本件吸収分割後、吸収分割承継会社の債務の履行に影響を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在予想されておりません。

以上より、本件吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

2. 吸収分割会社の債務に関する判断

吸収分割会社の令和2年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は322,255百万円、負債の額は105,798百万円、純資産の額は216,457百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社へ承継される予定の資産の額は0円、負債の額は0円であり、本件吸収分割後、吸収分割会社の債務の履行に影響を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在予想されておりません。

以上より、本件吸収分割後の吸収分割会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

上記1及び2並びに各社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社及び吸収分割会社の双方において、各社の負担する債務につき、本件吸収分割がその効力を生ずる日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。 以上

別紙 1
吸収分割契約書

吸収分割契約書

HOYA株式会社（以下「分割会社」という。）及び株式会社ライフケア・アクシス（以下「承継会社」という。）は、2021年2月24日付で、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の方法）

分割会社及び承継会社は、本契約に定めるところに従い、分割会社において保有する「コンタクトクリーン館」に関する事業（以下「本件事業」という。）に係る第5条第1項記載の権利義務を分割会社から承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第2条（分割当事者の称号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：HOYA株式会社

住所：東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ライフケア・アクシス

住所：東京都杉並区阿佐ヶ谷南三丁目38番34号

第3条（承継会社が本件分割に際して交付する金銭等）

承継会社は、本件分割に際して、分割会社に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第4条（分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額）

本件分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

増加すべき資本金の額は0円とする。

(2) 資本準備金

資本準備金の額は変動しない。

(3) 利益準備金

利益準備金の額は変動しない。

第5条（分割により承継する権利義務）

1. 承継会社は、本件効力発生日（第6条において定義される。）において、本件事業に関す

る権利義務のうち別紙「承継権利義務明細表」に掲げるもの（以下「承継対象権利義務」という）を、分割会社から承継する。

2. 分割会社から承継会社への債務及び義務の承継は、全て重疊的債務引受けの方法によるものとする。但し、当該承継する債務及び義務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対しその負担の全額について求償することができる。
3. 承継会社による承継に関して、登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、分割会社及び承継会社は、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社は、別途協議の上、本件効力発生日を変更することができる。

第7条（善管注意義務）

分割会社及び承継会社は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行うときは、分割会社及び承継会社が協議の上、これを行うものとする。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本件分割にかかわらず、本件事業について、競業避止義務を一切負わないものとする。

第9条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から本件効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、分割会社及び承継会社は、別途協議の上、本件分割に係る条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本件分割に関し本契約に定めのない事項については、分割会社及び承継会社は誠意をもって協議のうえこれを決定する。

以上の合意を証するため、本書1通を作成し、分割会社及び承継会社は、それぞれ記名押印のうえ、分割会社が原本を保有し、承継会社がその写しを保有する。

2021年2月24日

分割会社： 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
HOYA株式会社
代表執行役 鈴木 洋

承継会社： 東京都杉並区阿佐ヶ谷南三丁目38番34号
株式会社ライフケア・アクシス
代表取締役 鈴木 祐太

別紙 2

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る貸借対照表

貸借対照表の要旨

(令和 2 年 3 月 31 日現在) (単位:百万円)

科目		金額
資産の部	流動資産	283
	固定資産	4
	資産合計	287
負債及び純資産の部	流動負債	203
	固定負債	0
	負債合計	204
	株主資本	83
	資本金	10
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	63
	その他利益剰余金	63
	(うち当期純利益(又は損失))	10
	純資産合計	83
	負債・純資産合計	287